

令和4年度 第2回 知多市都市計画審議会 会議録

日 時：令和4年12月23日（金）午後2時00分～3時00分

場 所：知多市役所 3階 協議会室

出席者：委員

（市議会議員）伊藤正明、伊藤清一郎、林正則、夏目豊

（学識経験者）竹内栄道、竹内尚明、新海正敏

（その他市長が特に必要と認める者）栗山節雄（代理岩瀬明広）、市野恵、安永和美、岡本一美

市長 宮島壽男（途中退席）

事務局 鈴木宏式（都市整備部長）

（都市計画課）

市川隆人（課長）、横山貴也（調整担当専任統括監）、早川康裕（統括主任）、

竹内隆太、谷拓磨、澁谷貴史

（緑と花の推進課）

石橋謙介（課長）、井上貴史（統括主任）、原川涼太郎

（下水道課）

阿知波晋（課長）、高橋通崇

欠席者：長倉剛士、長岡俊英

【事務局（都市計画課長）】

皆様、こんにちは。定刻になりました皆様おそろいですので、ただいまより令和4年度第2回知多市都市計画審議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、都市計画審議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

私は、都市計画課長の市川でございます。

審議会の事務局を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以後の進行は、着座にて失礼いたします。

始めに、本日の委員のご出席についてですが、

長倉委員と長岡委員につきましては、ご都合により、欠席のご連絡がありましたので、よろしくお願いいたします。

また、知多警察署長の乗山委員につきましては、代理として生活安全課の岩瀬明広課長がお越しいただいております。

本日の会議の議事録につきましては、後ほど指名させていただく委員の方にご確認、ご署名いただき、ホームページで公表してまいりますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

ここで委員の交替についてご報告させていただきます。先般、知多女性たちの会会員の日比野紀子委員から辞職願の提出がありましたので、新たに地域福祉サポートちた代表理事の市野恵委員に委嘱しました。

それでは市野委員、自己紹介をお願いいたします。

(市野委員自己紹介)

【事務局（都市計画課長）】

ありがとうございます。それではここで市長より、ごあいさつ申し上げます。

【市長】

皆様、こんにちは。ただ今、ご紹介をいただきました、市長の宮島でございます。

令和4年度第2回知多市都市計画審議会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、本審議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から、本市の都市計画行政に格別なるご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

また、市野様におかれましては、新たに委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様それぞれのお立場からご意見をいただければと存じます。

現在、本市では、西知多道路の知多市南部区間において、12月3日に起工式が行われ、着実に事業が進んでおります。また、朝倉インターチェンジ周辺では、道路及び鉄道の広域交通を活かし、にぎわい・交流拠点として魅力的なまちづくりを進めております。

さて、本日ご審議をお願いいたしますのは、諮問案件として、都市計画道路の変更が1件。議決案件として、都市計画道路の変更、用途地域の変更、生産緑地地区の変更、都市計画公園の変更、都市計画下水道の変更の5件となっております。

具体的な内容につきましては、後ほど事務局より説明させていただきますので、委員の皆様におかれましては、慎重にご審議賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、今後とも皆様方の貴重なご意見を参考に都市計画行政を進めてまいりますので、引き続き、格別なるご協力をお願い申し上げます。

今年も残すところあとわずかとなりました。寒い日が続きますので、どうかご自愛いただき、無事よき新年を迎えられることをご祈念いたしまして、私のあいさつといたします。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（都市計画課長）】

ありがとうございます。

ここで、市長は、他の公務のため、退席しますのでよろしくお願ひいたします。

なお本日は、議案第4号「知多都市計画公園の変更」の関係で緑と花の推進課石橋、井上、原川が、議案第5号「知多都市計画下水道の変更」の関係で下水道課阿知波、高橋が出席しておりますのでよろしくお願ひします。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

事前に皆様に配布させていただきました資料は、初めに、令和4年度第2回知多市都市計画審議会次第、知多市都市計画審議会委員名簿、右肩番号【1-1】から【1-6】までが、諮問第1号「知多都市計画道路の変更（愛知県決定）」の資料。右肩番号【2-1】が、議案第1号「知多都市計画道路の変更（知多市決定）」の資料。右肩番号【3-1】から【3-4】までが、議案第2号「知多都市計画用途地域の変更（知多市決定）」の資料。右肩番号【4-1】から【4-9】までが、議案第3号「知多都市計画生産緑地地区の変更（知多市決定）」の資料。右肩番号【5-1】から【5-3】までが、議案第4号「知多都市計画公園の決定（知多市決定）」の資料。右肩番号【6-1】から【6-7】までが、議案第5号「知多都市計画下水道の変更（知多市決定）」の資料となっています。

また、諮問第1号及び議案第1号から第5号の縦覧結果を机上に配布させていただきましたのでよろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

不足がございましたら、事務局にお申し出ください。

それでは、知多市都市計画審議会条例第5条第2項に基づき、会長の竹内栄道委員に審議会の進行をお願ひいたします。

【議長】

それでは、ただいまより令和4年度第2回知多市都市計画審議会を開会いたします。

委員の皆さま方におかれましては、ご多忙の中、ご出席をたまわり、誠にありがとうございます。

本日の出席委員は11名でございます。

会議開催のための定足数である委員数の過半数に達しており、審議会は成立しております。

議事に先立ちまして、本日の会議の議事録に署名していただく委員をご指名させていただきたいと思ひます。

議事録署名者には、はやしまさのり 林 正則委員とおかもとひとみ 岡本一美委員を指名させていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、みなさまのお手元の次第に沿って「2 審議」に入らせていただきます。

諮問第1号と議案第1号は、関連した案件ですので事務局より一括して説明をお願いします。

【事務局】

諮問第1号「知多都市計画道路の変更（愛知県決定）」、議案第1号「知多都市計画道路の変更（知多市決定）」について合わせてご説明いたします。

着座にて説明させていただきます。

右肩番号【1-6】の資料を使って都市計画道路の概要についてご説明します。

まず（1）都市計画道路とはについてです。

まちづくりを計画的に進める「都市計画」では、たくさんの人や車が行き来する重要な道路を都市計画法に基づき、「都市計画道路」としてその位置や幅を決定します。

次に（2）都市計画道路内における建築制限についてです。

都市計画道路の区域内では都市計画法第53条により、将来の事業の円滑な整備のために、建築物の建築を制限しており、階数が2階以下の木造・鉄骨造・コンクリートブロック造などの除却が容易なものに限り建築が可能となっています。

次に（3）都市計画道路の変更の背景です。

愛知県では、戦後から高度経済成長期にかけて多くの路線を都市計画決定し、整備することで、暮らしやすい市街地の形成や経済、産業の発展などに大きく寄与してきました。その一方で、数多くの路線が未着手のまま残されている状況です。

最近では、人口減少社会が現実のものになり、財政状況が厳しくなるなど道路整備を取り巻く社会情勢が変化してきています。事業が長期未着手のままだと、建築制限等により地権者への負担が増加する恐れがあります。

このような状況の中、愛知県は未着手の都市計画道路の必要性などを検証し、計画の変更、廃止を行うため、平成30年に「愛知県都市計画道路見直し方針」を策定しました。

知多市の都市計画道路の現状としては、「2 都市計画道路指定状況」に記載していますが15路線が都市計画決定されており、知多市においても、県方針に基づき、必要性、代替性及び実現性の観点から検証を行い、次に説明します都市計画道路の見直しを進めております。

次に資料右ページ「3 都市計画道路変更の内容と理由」についてご説明します。

右肩番号【1-2】の図面を合わせてご覧ください。

今回変更するのは、3・5・19号岡田蒲池線の一部区間の廃止とそれに伴う名称変更、交差箇所数の変更になります。図面で赤色実線で表示している区間です。

3・5・19号岡田蒲池線は、起点の南谷4丁目から終点の常滑市蒲池町3丁目を結ぶ延長約6,660mの都市計画道路です。

現在、知多市内を通る約3,100mの区間が未整備となっています。

この未整備区間の同位置には、図面で青色実線で表示しております県道大府常滑線が2車線で概ね片側歩道で整備され、円滑な交通処理を行っております。県道大府常滑線が3・5・19号岡田蒲池線の代替性を有していること、当該区間沿線での今後の市街地の拡大が見込まれないことから、起点の南谷4丁目地内から知多市南粕谷2丁目地内までの未整備区間約3,100mを廃止します。

これに伴い、存続区間である知多市南粕谷2丁目地内から常滑市蒲池町3丁目地内の延長約3,560mについて路線名称を3・5・19号南粕谷蒲池線に変更し、交差していた3・4・6号知多西尾線、3・5・403号新舞子大興寺線の交差箇所数を変更します。

次に詳細図を使って説明させていただきます。右肩番号【1-3】の計画図をご覧ください。

黄色の線で表示しているのが今回廃止する3・5・19号岡田蒲池線で、赤色の線が3・4・6号知多西尾線との交差箇所の変更、青色の線が代替道路県道大府常滑線になります。3・4・6号知多西尾線は、黄色で示している3・5・19号岡田蒲池線の廃止に伴い、幹線街路との交差箇所数を9箇所から8箇所へ変更します。

続いて右肩番号【1-4】の計画図をご覧ください。

図面中央に緑色の線で示しているのが3・5・403号新舞子大興寺線との交差箇所の変更部分です。3・4・6号知多西尾線と同様で、幹線街路との交差箇所数を3箇所から2箇所へ変更します。

続いて右肩番号【1-5】の計画図をご覧ください。

図面下部に赤色の実線で示しているのが存続区間になります。黄色の実線の区間が廃止となり道路の起点の位置が南谷4丁目から南粕谷2丁目に変更となりますので、名称を3・5・19号南粕谷蒲池線に変更します。また、先ほど説明した3・4・6号知多西尾線、3・5・403号新舞子大興寺線との交差が無くなりますので、幹線街路との交差箇所数を7箇所から5箇所へ変更します。

右肩番号【1-1】と【2-1】の計画書に変更後の都市計画道路の内容が記載してありますので参考にしてください。

続いて今後のスケジュールですが、諮問第1号につきましては、本日、みなさまからご意見をいただいた結果を県に報告しまして、令和5年2月に県都市計画審議会での審議を経て、令和5年3月の告示を予定しております。議案第1号につきましては、本審議会の可決を受けて、再度県と協議を行い、諮問第1号と同様に令和5年3月頃の告示を予定しております。

最後に、本日、お配りしました諮問第1号と議案第1号の「縦覧結果」をご覧ください。

本案件につきましては、11月11日から11月28日まで、都市計画法第17条に基づき、公衆への縦覧を実施いたしました。縦覧者、意見書の提出ともにございませんでした。

以上で諮問第1号、議案第1号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

【議長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

【委員1】

市内で他にも廃止を検討している都市計画道路はあるのでしょうか。

【事務局】

他に廃止予定の都市計画道路はありません。

市内すべての未整備区間を含む都市計画道路について検証を行った結果、今回廃止する3・5・19号岡田蒲池線のみが廃止対象となりました。

【議長】

他にご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

【委員2】

2点質問させていただきます。

1点目は、岡田蒲池線の未整備区間で道路整備のために知多市が既に取得している用地について今後どのようにしていく予定ですか。

2点目は、代替道路の県道大府常滑線について、東泓交差点から新舞子大興寺線までの区間で一部路肩が狭いところがあります。県の今後の整備予定についてわかる範疇で教えてください。

【事務局】

1点目の知多市が既に取得している用地の今後の取り扱いについてですが、取得した用地は現在土木課で維持管理をしています。今後、都市計画道路の廃止が決定したのちに担当課である土木課で用地の利用方法について検討していきます。

2点目の代替道路の県道大府常滑線についてですが岡田蒲池線の廃止に伴い、代替道路を検討する際に、2車線確保されているか。近隣に学校等がある場合、歩行空間が確保されているか。以上の2点を踏まえて検証しました。たしかに路肩が狭い区間もありますが、2車線確保されており、通学路に指定されている区間は歩道が整備されています。県の都市計画道路の見直し方針に合致しているため県道大府常滑線を代替道路としました。

今後の県の整備予定ですが、現時点では整備していくという話は聞いておりません。

【議長】

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

特に、質問はないようですので、採決に移らせていただきます。

諮問第1号「知多都市計画道路の変更（愛知県決定）」について、原案に対し、ご異議ございませんでしょうか。

【委員全員】

異議なし

【議長】

ありがとうございます。ご異議ないものと認めます。

次に、議案第1号「知多都市計画道路の変更（知多市決定）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

【委員全員】

(挙手)

【議長】

ありがとうございます。全員の賛成の挙手を得ましたので、本案件につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議案第2号「知多都市計画用途地域の変更（知多市決定）」について、ご説明いたします。

用途地域とは、地域における居住環境の保護や業務の利便の増進を図るため、都市計画法第8条に定められる地域地区の一種で、同法第9条において定義される住居系、商業系、工業系の計13種類の用途地域について、建築基準法で具体的な土地利用の制限を定めるものです。

はじめに右肩番号【3-2】（総括図）、【3-3】（計画図）の図面をご覧ください。今回用途地域を変更する箇所は、【3-2】（総括図）の赤枠で囲まれた、「つつじが丘・七五三山沿道地区」です。【3-3】（計画図）が用途地域の変更の計画図です。

つつじが丘・七五三山沿道地区を含む当該市街化区域の広がりや、朝倉、古見、八幡、佐布里からなり、知多市で最も大きな市街地の一団を形成しています。立地適正化計画で設定されている都市機能誘導区域「つつじが丘・七五三山地区」は、知多市で最も大きな市街化区域の一団の中心市街地として、知多市民の日常生活を支えています。今後においても、都市機能誘導区域「つつじが丘・七五三山地区」は、朝倉駅周辺と並び、人口減少・少子高齢化に対応した、将来にわたって活力のある都市づくりを進めるうえで、都市

機能の集積、拡充が最も期待される地域となっています。今回実施する都市計画変更は、都市機能を持つ施設の立地を促すために実施します。

右肩番号、【3-4】(新旧用途地域対照図)の図面をご覧ください。

左側が現在、変更前の用途地域、右側が変更後の用途地域を示しております。

変更後の用途地域は①から③の橙色部分が準住居地域(建ぺい率は60%、容積率は200%)④から⑦の薄橙色が第二種住居地域(建ぺい率は60%、容積率は200%)を指定しております。

次に、右肩番号【3-1】(計画書)の資料をご覧ください。

この資料は、各用途地域の面積の表となっており、面積の欄の上段の数字が変更後の面積、下段の括弧書きの数字が変更前の面積となっております。

準住居地域は、約27.28haから約9.12ha増加し、約36.40haとなり、第二種住居地域は、約41.19haから約10.75ha増加し、約51.94haとなります。

今後のスケジュールですが、本審議会の可決を受けて、再度県と協議を行い、令和5年2月頃の告示を予定しております。

最後に、本日、お配りしました「縦覧結果」をご覧ください。本案件につきましては、12月2日から12月16日までの2週間、都市計画法第17条に基づき、公衆への縦覧を実施いたしましたが、縦覧者、意見書の提出ともにございませんでした。

以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

【議長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

【委員3】

用途地域を緩和することにより新たに建築できるものが増えるということですが、具体的にはどのような建物が建築できますか。

【事務局】

準住居地域では、作業場の面積が150㎡以下の自動車の修理工場やカーディーラーが建てられるようになります。準住居地域、第二種住居地域には床面積が10,000㎡の店舗等が建てられるようになります。

【議長】

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。



【委員4】

今回用途変更する地域には既存住宅がある部分もありますが、どのような考えで既存住宅がある部分も用途変更をするのですか。

【事務局】

今回の用途地域の変更によってすぐに街並みが変わるという事ではありません。用途地域の変更によって建てられるものが変わってくるようになりますので、建て替え時、建てられるものが増えていくということになります。長い時間をかけながら街並みが変わっていきます。住居の建築はもちろん可能ですが、道路の沿道において、商業施設、自動車関連施設などの立地が可能となります。

【議長】

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

【委員5】

今回の用途変更の理由に沿道型商業施設の立地誘導を図るためと記載がありますが、用途を変更したから企業立地ということではなく周辺道路の整備についても検討していただきたい。

【事務局】

たしかに用途変更のみでは魅力ある街にはならないと思いますので、関連部局と連携しながら企業誘致道路整備等を進めていきたいと思っております。

【議長】

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

特に、質問はないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第2号「知多都市計画用途地域の変更（知多市決定）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

【委員全員】

(挙手)

【議長】

ありがとうございました。全員の賛成の挙手を得ましたので、本案件につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議案第3号「知多都市計画生産緑地地区の変更（知多市決定）」についてご説明いたします。

右肩番号【4-2】の資料をご覧ください。

はじめに生産緑地地区の概要についてご説明いたします。

「1生産緑地地区」についてです。(1)生産緑地とは、市街化区域内にある農地等の農業生産活動に伴う緑地機能に着目して、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等に役立つ農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ることを目的としております。

次に(2)生産緑地地区の指定要件は、現に農林漁業の用に供されている農地等であって、次の3つの要件をすべて満たす必要があります。

1つ目は、アの「公害や災害を防止したり、都市の環境の確保に効用があつて、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること。」2つ目は、イの「面積が一団で500㎡以上であること。」3つ目は、ウの「農林漁業の継続が可能な条件を備えていること。」です。

次に、(3)生産緑地地区内における行為の制限ですが、生産緑地地区内は、農地等として管理することを義務づけられておりますので、建築物等の建築や土地の形質の変更などは、原則としてできません。以上が生産緑地地区に関する概要です。

続きまして、今回の変更内容について図面を使ってご説明いたします。

右肩番号【4-3】の資料をご覧ください。今回変更する生産緑地の位置を知多市全図に示しており、除外する地区を黄色、既存の地区を緑色としております。

右肩番号【4-4】の資料をご覧ください。一団番号「2-28」は、八幡地内で、変更前の面積2,277㎡をすべて除外するものです。変更理由は、主たる従事者の死亡による買取り申出の買取り及び斡旋の不成立によるものです。

続いて右肩番号【4-5】の資料をご覧ください。一団番号「11-11」は、八幡東部地内で、変更前の面積3,113㎡のうち1,934㎡を一部除外するものです。変更理由は、主たる従事者の故障による買取り申出の買取り及び斡旋の不成立によるものです。

続いて右肩番号【4-6】の資料をご覧ください。一団番号「11-51」は、八幡東部地内で図面中央に位置しております。変更理由は地積更正によるものです。既存の生産緑地として示しております。

続いて右肩番号【4-7】の資料をご覧ください。一団番号「12-5」は、岡田地内で、変更前の面積603㎡をすべて除外するものです。変更理由は、主たる従事者の死亡による買取り申出の買取り及び斡旋の不成立によるものです。

続いて右肩番号【4-8】の資料をご覧ください。一団番号「16-7」は1,023㎡、「16-8」は1,160㎡すべてを除外するものです。変更理由は、主たる従事者の死亡による買取り申出の買取り及び斡旋の不成立によるものです。

右肩番号【4-2】の資料に戻っていただきまして、「3生産緑地地区指定状況表(令和5年3月予定)」

をご覧ください。除外面積は合計7,327㎡で、解除する団地数は4団地、解除される筆数は9筆となります。

変更後の生産緑地地区面積は15.8ha、一団の数は112団地、筆数は407筆、市街化区域内農地のうち生産緑地地区の面積割合は16.3%となります。

右肩番号【4-1】の計画書に変更後の内容が記載してありますので参考にしてください。

次に右肩番号【4-9】の資料右ページの「2生産緑地地区の変更に関する手続きフロー」の下段「都市計画の変更手続き」をご覧ください。今後のスケジュールは、本審議会の可決を受けて、再度県と協議を行い、令和5年3月頃の告示を予定しております。

最後に、本日、お配りしました「縦覧結果」をご覧ください。本案件につきましては、11月11日から11月28日まで都市計画法第17条に基づき、公衆への縦覧を実施いたしましたが、縦覧者、意見書の提出ともにございませでした。

以上で、議案第3号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

【議長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

特に、質問はないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第3号「知多都市計画生産緑地地区の変更（知多市決定）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

【委員全員】

(挙手)

【議長】

ありがとうございました。全員の賛成の挙手を得ましたので、本案件につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議案第4号「知多都市計画公園の変更（知多市決定）」についてご説明いたします。

着座にて説明させていただきます。

都市計画公園とは、都市計画法第11条第2項に定められ、都市の健全な発展と都市活動を確保することを目的に、都市施設の1つとして都市計画の中で定めるものです。

都市計画公園にすることで、必要な都市計画制限や都市計画事業が可能になります。

都市の将来像を実現するための公園・緑地の位置づけを明確化することで、土地利用や各都市施設の相互の計画調整を図ることにより、長期的な視点から計画的、総合的、一体的に整備・保全を進めることができます。

右肩番号【5-1】をご覧ください。事業予定地は、知多新南土地区画整理事業区域の東側に位置しており、面積は約0.61haです。

右肩番号【5-2】（総括図）、右肩番号【5-3】（参考図）をご覧ください。

今回都市計画公園を変更するのは、【5-2】（総括図）の青枠で囲まれた、知多新南土地区画整理事業内の、右肩番号【5-3】（参考図）の赤線で囲まれた箇所です。

知多市都市計画マスタープランにおいて、「街区公園については、市街化区域に概ね250m以内で到達できることを基本に街区公園を配置する」としています。

事業予定地は、居住誘導区域内に位置付けられていますが、隣接市街地を含め周辺250m以内に街区公園が存在していません。そのため、身近な公園の適正配置を行い、都市機能の集積度向上につながる新市街地の良好な住環境の形成を図ります。

また、知多市緑の基本計画において、「市民の総人口に対する都市公園の総面積の割合を10㎡/人にすることを目標とします。」としています。

現況としましては、世帯分離や市街からの転入等を想定した世帯数を受け入れるため、新たな住居系市街地の確保と若年・子育て世代の定住促進を進めている一方で、市民一人あたりの都市公園面積は9.1㎡で、目標の10㎡に達していません。そのため、土地区画整理事業による新たな市街地の形成に合わせて公園を整備し、公園不足を解消していきます。

今後のスケジュールですが、本審議会の可決を受けて、再度県と協議を行い、令和5年2月頃の告示を予定しております。

最後に、本日お配りしました「縦覧結果」をご覧ください。本案件につきましては、12月2日から12月16日までの2週間、都市計画法第17条に基づき、公衆への縦覧を実施しましたが、縦覧者、意見書の提出ともにございませんでした。

以上で、議案第4号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

【議長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

【委員6】

都市公園の場所を土地区画整理事業区域の東側にした理由を教えてください。

【事務局】

土地区画整理事業区域の東側が住宅地、西側が工業系の区域になっております。公園は住宅地側に配置し、同区域内の住民及び同区域に隣接する二タ股地区の住民等の利用も想定しています。

【議長】

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

特に、質問はないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第4号「知多都市計画公園の変更（知多市決定）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

【委員全員】

(挙手)

【議長】

ありがとうございました。全員の賛成の挙手を得ましたので、本案件につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

議案第5号「知多都市計画下水道の変更（知多市決定）」についてご説明いたします。

着座にて失礼いたします。

都市計画下水道とは、先ほどの都市計画公園と同様、都市計画法第11条第2項の規定に基づき、公共用水域の水質保全、公衆衛生の向上及び雨水排除を目的として、都市施設の1つとして都市計画の中で定めるものです。

右肩番号【6-1】と【6-2】の資料をご覧ください。

【6-1】には、今回変更を行う箇所とその理由について、【6-2】には、変更理由について若干ではございますが詳細な内容が記載されております。

【6-2】の変更理由でございますが知多市の下水道事業は、昭和45年度に事業着手後、市街化区域を中心に整備を進めてきた結果、令和3年度末には、基本計画区域の84.3%の整備が完了し、人口普及率は96.7%となっております。令和3年度には、愛知県の示す基本指針に基づき、汚水適正処理構想の見直しを行っており、今回、都市計画下水道の排水区域も、同処理構想に即したものに変更するものでございます。

右肩番号【6-3】の資料をご覧ください。こちらは知多都市計画下水道の変更計画書となり、変更前が赤色、変更後が黒色で記載されております。

右肩番号【6-4】と【6-5】の資料をご覧ください。こちらは新旧対照表でございます。

左側が変更後、右側が変更前となっています。

今回の具体的な変更か所は、2. 排水区域の[備考]にありますように、知多市全体の、雨水と汚水の排水区域面積、約1,628haから、公共下水道による処理から合併処理浄化槽による処理へ変更した区域113haを削除し、区画整理事業区域における住居専用地域及び市街化区域周辺の市街化調整区域約2haを追加した約1,517haを下水道計画区域面積といたします。

これらの変更により、更なる公共用水域の水質保全、公衆衛生の向上及び雨水排除に努め、都市の健全な発展に寄与するものでございます。

右肩番号【6-6】の資料をご覧ください。こちらの図は、雨水排水計画の総括図で、雨水排水整備区域、雨水幹線、雨水ポンプ場等の雨水関連施設を表示しております。

今回、変更する区域は、削除する区域が黄色の実線で囲まれている区域、追加する区域が赤の実線で囲まれている区域でございます。

右肩番号【6-7】の資料をご覧ください。こちらの図は、汚水排水計画の総括図で、汚水排水整備区域、南部浄化センター、中継ポンプ場等の汚水関連施設を表示してあります。雨水排水計画と同様、黄色の実線で囲まれている区域が削除する区域、赤の実線で囲まれている区域が追加する区域でございます。

最後に、本日お配りしました「縦覧結果」をご覧ください。令和4年11月11日から令和4年11月28日まで、縦覧を行いました。縦覧者及び意見書の提出はありませんでした。

以上で、議案第5号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

【議長】

ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

【委員7】

今回の変更理由として令和3年度の汚水適正処理構想に合わせたとのことですが、公共下水道から合併処理浄化槽へ変更する理由を教えてください。

【事務局】

令和3年度に県から汚水適正処理構想の策定を要望されており、10年間で汚水人口普及率100%を目標にするように要請されておりました。

見直しをしていく中で既存の下水道処理区域の整備に50年以上要する見込みとなったため下水道処理区域を合併処理浄化槽に変更することで汚水処理整備の推進を図るという理由があります。

また、単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽へ変更する世帯に対して補助金を出すことを検討

しております。

【議長】

他にご意見、ご質問等がありますでしょうか。

【議長】

特に、質問はないようですので、採決に移らせていただきます。

議案第5号「知多都市計画下水道の変更（知多市決定）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

【委員全員】

(挙手)

【議長】

ありがとうございました。全員の賛成の挙手を得ましたので、本案件につきましては、原案のとおり可決されました。

以上ですべての議案の審議が終了いたしましたので、事務局が答申案をお配りいたします。しばらくお待ちください。

ただいま、事務局が答申案を配布いたしましたとおり、諮問第1号は、「異議なし」、議案第1号から第5号は「原案のとおり可決」ということで、委員を代表いたしまして会長の私から、後日市長に答申いたしますのでよろしくお願ひ申し上げます。

これをもちまして、本日の審議会を終了いたします。本日は、ご熱心なご審議と進行へのご協力をいただきまして、ありがとうございました。

終わりに、事務局、何かございますか。

【事務局（都市計画課長）】

事務局から一言、お礼を申し上げます。

竹内会長におかれましては、長時間に渡り、議事の進行をいただき、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、熱心なご審議ありがとうございました。

今後の本市、都市計画につきましても、皆様方のご支援をお願いしまして、本日の会議を終了させていただきます。長時間に渡り、どうもありがとうございました。